

平成 25 年度山形県の大気環境等の状況（概要）

山形県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関係法令に基づき実施している大気環境、水環境及び環境中のダイオキシン類の常時監視の状況について、毎年公表しておりますが、平成 25 年度の山形県の大気環境等の状況は、別添のとおりでしたのでお知らせします。なお、概要は参考までに下記のとおりです。

1 大気環境の状況

(1) 大気環境測定結果（一般局 15 局、自動車排出ガス測定局 1 局で測定）

- ・ 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び有害大気汚染物質の各項目は、すべて環境基準を達成
 - ・ 光化学オキシダント^{*1}は、全地点で環境基準を超過したが、注意報発令基準未満
 - ・ 平成 24 年度から測定を開始した微小粒子状物質（PM2.5^{*2}）は山形十日町局、天童老野森局など計 6 局で短期基準（日平均値）を超過したが、長期基準（年平均値）は全測定局で達成
- ⇒ 光化学オキシダントの主な原因物質（窒素酸化物、揮発性有機化合物）の発生源である、ばい煙発生施設や揮発性有機化合物排出施設等への立入検査や排出ガス検査を継続して実施するとともに、排出基準の遵守について監視指導していく。

平成 24 年度から測定を開始した微小粒子状物質（PM2.5）については、平成 25 年度に上山元城内局及び遊佐局に自動測定機を増設し監視体制を強化したことであり、引き続き県民に情報提供を行っていく。

(2) 酸性雨測定結果（山形市及び酒田市の 2 地点で測定）

- ・ 山形市が pH4.95、酒田市が pH4.70（酸性雨とは pH5.6 以下の雨水をいう。）

2 水環境の状況

(1) 公共用水域水質測定結果（河川、湖沼及び海域の 108 地点で測定）

- ・ 健康項目（カドミウム等の 26 項目）は、カドミウムが背坂川で環境基準を超過したが、その他は環境基準を達成
- ・ 農薬物質（E P N 等の 8 項目）は、すべて国が定める指針値以内
- ・ 生活環境項目（BOD 又は COD^{*3}）は、酒田港（第 1 区域及び第 4 区域）で環境基準を超過

⇒ カドミウムについては、関係機関を通じ利水者への情報提供、適切な水利用の周知等を図るとともに、継続監視を行い健康被害の未然防止に努める。

酒田港については、状況把握の調査を継続し、関係機関と連携して対応を協議する。

また、今後も工場排水の監視・指導や下水道等の生活排水処理施設の整備など水質汚濁防止対策を推進するとともに、水質の監視を継続していく。

(2) 地下水水質測定結果（概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を合わせて 120 地点で測定）

- ・ 概況調査では、1 地点（尾花沢市）で鉛が環境基準を超過
 - ・ 汚染井戸周辺地区調査では、概況調査で基準を超過した 1 地点を含め 31 地点（尾花沢市、酒田市、大江町）で調査したが全て環境基準を達成
 - ・ 継続監視調査では、28 地点で有機塩素系化合物（テトラクロロエチレン等）、砒素、ふつ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等が環境基準を超過
- ⇒ 汚染井戸については継続監視調査を実施するとともに、汚染が確認された地下水は、引き続き飲用しないよう指導する。

3 環境中のダイオキシン類の状況等

- (1) 環境中のダイオキシン類測定結果（大気、水質及び土壤等を52地点で測定）
- ・ すべての地点で環境基準を達成
- (2) 廃棄物焼却施設等のダイオキシン類自主測定結果
- ・ 稼動中の126施設のうち125施設から報告あり
 - ・ 自主測定結果は全て排出基準を遵守
- ⇒ 自主測定及び報告の徹底を指導する。

【用語説明】

※1 光化学オキシダント

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線を受けて光化学反応し、二次的に生成された大気汚染物質で、いわゆる光化学スモッグの原因とされている。

日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすい。

環境基準：0.06ppm 注意報発令基準：0.12ppm

※2 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に漂う粒径2.5μm以下程度の小さなもので、主な発生源は、ボイラ、焼却炉等のばい煙を発生させる施設を有する工場・事業場であり、その他、黄砂や大陸からの越境汚染による影響もある。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩等のほか、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。

環境基準 長期基準（年平均値）：15μg/m³
短期基準（日平均値）：35μg/m³

※3 BOD、COD

BOD（生物化学的酸素要求量）は河川、COD（化学的酸素要求量）は湖沼及び海域の一般的なよごれを示す指標で、数値が大きいほどよごれている。

BOD 環境基準：1mg/Lから10mg/Lまでの6段階に区分

COD 環境基準：湖沼は1mg/Lから8mg/Lまでの4段階に区分
海域は2mg/Lから8mg/Lまでの3段階に区分